

6月から所得税と住民税（市民税・県民税）が変わります

平成19年から地方分権を進める「三位一体改革」の一つとして税源移譲が行われます。税源移譲とは国税（所得税）を減らし、地方税（住民税）を増やすもので、税率改正されたことが大きな特徴です。税源移譲により地方自治体が財源を確保することで自主性を発揮し、行政サービスを効率よく実施するために行うものです。

基本的に所得税と住民税を合わせた税額負担は変わりませんが、定率減税の廃止や前年と同じ所得でも税率改正の影響により、多くの方は住民税額の負担が増えます。今回はこの税源移譲による主な改正点についてお知らせします。

問い合わせ 市民税課



所得税と住民税の税率改正

所得税がこれまでの4段階から6段階に、住民税所得割の税率が3段階から一律10パーセントに改正されました。このことにより、平成19年1月からの所得税は減り、6月からの住民税は増えています。なお、所得税と住民税では基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差があるため、この差額分に対し住民税から減額調整します。

	平成18年度（改正前）		平成19年度（改正後）	
	課税所得金額（※）	税率（内訳）	課税所得金額	税率(内訳)
住民税	200万円以下	5%（市民税3%、県民税2%）	一律	10% （市民税6%、県民税4%）
	200万円超～700万円以下	10%（市民税8%、県民税2%）		
	700万円超	13%（市民税10%、県民税3%）		
所得税	330万円以下	10%	195万円以下	5%
	330万円超～900万円以下	20%	195万円超～330万円以下	10%
	900万円超～1800万円以下	30%	330万円超～695万円以下	20%
	1800万円超	37%	695万円超～900万円以下	23%
			900万円超～1800万円以下	33%
			1800万円超	40%

※課税所得金額とは、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた所得から、社会保険料や人的控除などの諸控除を差し引いた金額

定率控除の廃止

税負担の軽減措置として実施されていた定率控除は、所得税は平成19年1月から、住民税は6月から廃止されます。

	平成18年	平成19年
所得税	税額の10%を減額（限度額：12万5千円）	平成19年1月から廃止
住民税	所得割額の7.5%を減額（限度額：2万円）	平成19年6月から廃止

高齢者に対する住民税の経過措置

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置は平成18年度に廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前の生まれで前年の合計所得金額が125万円以下の方には経過措置が講じられています。

平成18年度→住民税額の3分の2を減額

平成19年度→住民税額の3分の1を減額

●所得税と住民税の改正後の取り扱い時期

所得の種類により改正後の取り扱い時期が異なります。

所得税		住民税
給与所得者	19年1月の源泉徴収分から	19年6月の給与天引き、または納付分から
自営業者など	20年3月の確定申告分から	19年6月の納付分から
年金受給者	19年2月の源泉徴収分から	19年6月の納付分から

●平成19年度住民税決定通知書・納税通知書の発送

勤め先から給与天引きされる方→5月10日に給与支払者である勤め先へ市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書を発送しましたので勤め先から受け取ってください
自営業者や年金受給者などの方→6月中旬に納税義務者本人へ納税通知書を発送します

所得税・住民税額の計算例

税源移譲と定率減税の廃止に伴う税負担はつぎのようになります。

●給与収入者の場合

ケース1

配偶者、子2人（高校生と中学生）を扶養

収入	平成18年（度）		平成19年（度）	
300万円	所得税	0円	所得税	0円
	住民税	12,300円	住民税	13,000円
	計	12,300円	計	13,000円
500万円	所得税	107,100円	所得税	59,500円
	住民税	74,300円	住民税	139,500円
	計	181,400円	計	199,000円
700万円	所得税	236,700円	所得税	165,500円
	住民税	185,300円	住民税	297,500円
	計	422,000円	計	463,000円



ケース2

単身者

	平成18年（度）	平成19年（度）
所得税	111,600円	62,000円
住民税	63,600円	130,500円
計	175,200円	192,500円
所得税	232,200円	160,500円
住民税	154,700円	264,500円
計	386,900円	425,000円
所得税	426,600円	376,500円
住民税	291,000円	408,500円
計	717,600円	785,000円



●年金受給者の場合

ケース1

配偶者を扶養

収入	平成18年（度）		平成19年（度）	
200万円	所得税	0円	所得税	0円
	住民税	0円	住民税	0円
	計	0円	計	0円
250万円	所得税	26,100円	所得税	14,500円
	住民税	22,000円	住民税	38,000円
	計	48,100円	計	52,500円
300万円	所得税	66,600円	所得税	37,000円
	住民税	42,800円	住民税	83,000円
	計	109,400円	計	120,000円



ケース2

単身者

	平成18年（度）	平成19年（度）
所得税	19,800円	11,000円
住民税	16,400円	28,500円
計	36,200円	39,500円
所得税	60,300円	33,500円
住民税	37,300円	73,500円
計	97,600円	107,000円
所得税	100,800円	56,000円
住民税	58,100円	118,500円
計	158,900円	174,500円



※1） 所得税は年課税（その年の1～12月を対象）。住民税は年度課税（その年の6～5月を対象）

※2） 収入の10パーセントを社会保険料控除として計算しています。住民税には均等割額（4,000円）も加算しています

※3） 住民税では、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用していた非課税措置が廃止になりましたが、昭和15年1月2日以前に生まれた方には、経過措置が設けられています。（18年度は税額の3分の2控除、19年度は税額の3分の1控除、20年度は税額控除無し）